



発行 東京都

●東京都告示第二百七十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条
第一条の規定に基づき大山町クロスポート周辺地区市

街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、
同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定に
より、次のように告示する。

令和五年三月二十二日

目 次

告 示

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可

（都市整備局市街地整備部再開発課）

○宅地建物取引業法による行政処分

（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）

○都道の区域変更

（建設局道路管理部路政課）

○都道の供用開始

（同）

○道路法による道路の占用を制限する区域の指定

（建設局道路管理部監察指導課）

告 示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定

（三）

変更の内容

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消し

（三）

事業施行期間

○個人、政党及び政党等演説会場の指定

（三）

事業施行地区

○個人、政党及び政党等演説会場の指定取消し

（五）

●東京都告示第二百七十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第

：（生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課）

○都市計画事業の施行（建設局道路建設部管理課）

五

十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月二十二日

告 示

○優良映画等の推奨

（生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課）

○都市計画事業の施行（建設局道路建設部管理課）

五

一 被処分者

（一）商号 株式会社グロース

（二）代表者氏名 代表取締役 松本 憲弘

（三）所の所在地 世田谷区上馬四丁目三番九号 森嘉ビル2F

（四）免許証番号 東京都知事(3)第九二五六二号

（五）免許年月日 令和三年一月七日

一 組合の名称 東京都知事 小池 百合子 業務の全部の停止十五日間（令和五年三月二十九日から同年四月十二日まで）

二 事業施行期間 令和元年六月七日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区 大山町クロスポート周辺地区市街地再開発組合

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

（一）道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月二十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

（二）令和五年三月二十二日

（三）東京都知事 小池 百合子

（四）一路線名 音羽池袋

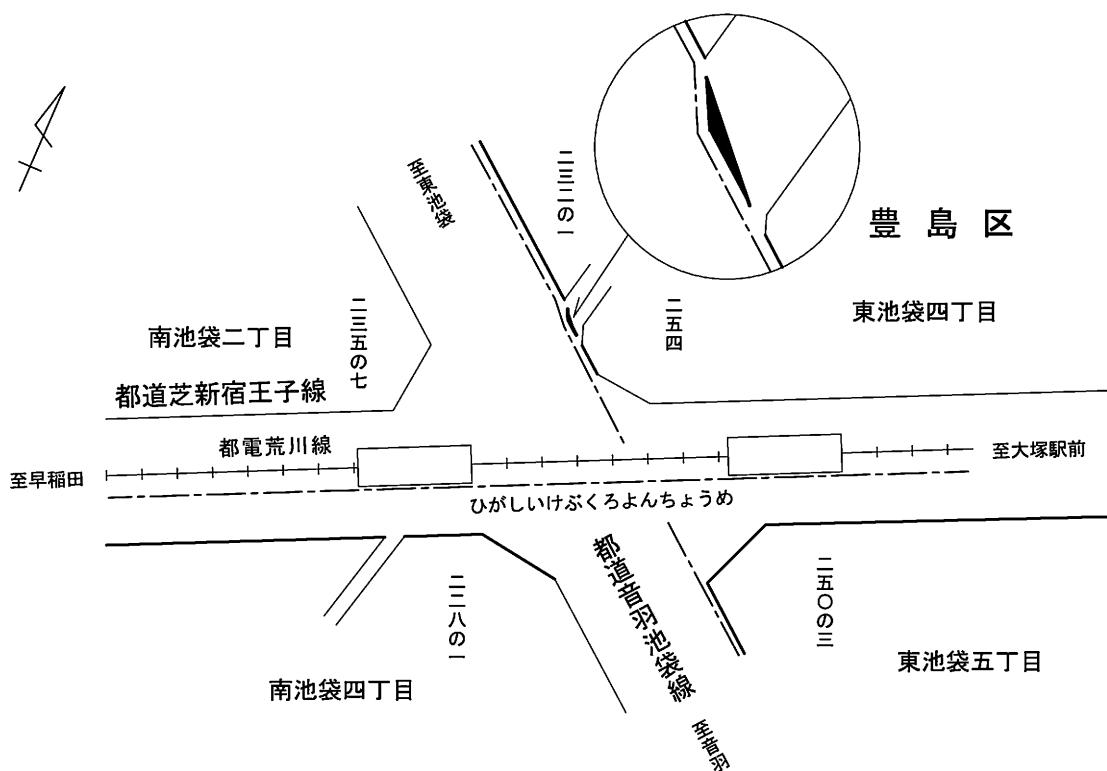
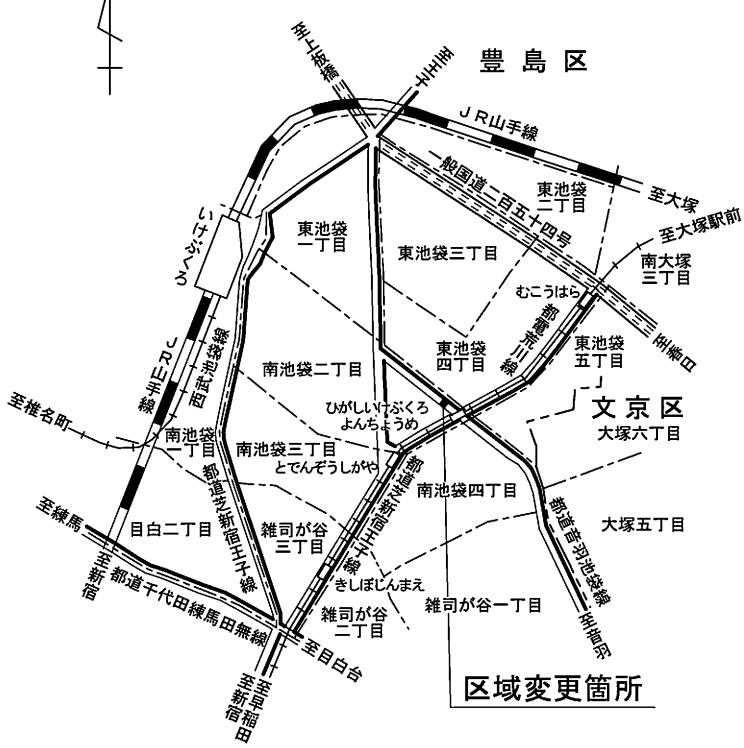
（五）変更の区間 豊島区東池袋四丁目二百五十四番地先から同所二百三十二番一地先まで

（六）変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道音羽池袋線区域変更略図
豊島区東池袋四丁目地内

一般国道	■
都道特別区道	
編入区域延長面積	一一五・二一メートル
一一四五平方メートル	



● 東京都告示第二百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項

の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十二日

東京都知事 小池百合子

一路線名 音羽池袋

二 供用開始の区間 豊島区東池袋四丁目二百五十四番地
先から同所二百三十二番一地先まで

三 供用開始の期日 令和五年三月二十二日

● 東京都告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和五年三月二十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十二日

東京都知事 小池百合子

一路線名 音羽池袋

二 占用を制限する区間

豊島区東池袋四丁目二百五十四番地先から同所二百三十二番一地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和五年三月二十三日

告 示（選）

● 東京都選挙管理委員会告示第二十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第一号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号））において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和五年三月二十二日

令和五年三月二十二日

施設の名称

所

在

地

八丈老人ホーム

一

八丈町大賀郷七千六百七十番地

東京都選挙管理委員会

● 東京都選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」といいう。）第一百六十一条第一項第三号の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第一百六十一条第三項の規定により報告があつた。

令和五年三月二十二日

東京都選挙管理委員会

施設の名称

所

在

地

福寿会病院

足立区梅田七丁目十八番十二号

介護付有料老人ホーム

江戸川区篠崎町五丁目九番一号

あいらの杜江戸川篠崎

医療法人社団 根岸病院

府中市武藏台二丁目十二番地二

● 東京都選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号））において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行なうことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和五年三月二十二日

令和五年三月二十二日

施設の名称

所

在

地

八丈老人ホーム

一

八丈町大賀郷七千六百七十番地

東京都選挙管理委員会

号

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和5年2月1日	江戸川区選挙管理委員会	松島コミュニティ会館 集会室第1・2	江戸川区松島四丁目25番16号

● 東京都選挙管理委員会告示第二十三号

次の施設について、個人演説会等を開催できる施設としての指定を取り消した旨、報告があつた。

令和五年三月二十二日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和5年2月22日	杉並区選挙管理委員会	社会教育センター(ホール)	杉並区梅里一丁目22番32号
令和5年2月22日	杉並区選挙管理委員会	高円寺地域区民センター(第6・7集会室)	杉並区梅里一丁目22番32号

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

令和五年三月二十二日

推奨番号	種類	名 称	制作者等	推奨理由
四八三	映画	ライフ・イ・ズ・クライ・ミング！	株式会社シンカラ、インタナシヨナル映画株式会社、NPO法人モンキーマジック、株式会社サンドストーン	青少年を健全に育成する上に有益であると認める。

都市計画道路事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和五年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称	別表のとおり
二 施行者の名称	東京都
三 事務所の所在地	新宿区西新宿二丁目八番一号
四 事業地の所在	別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務所
調布都市計画道路事業三・四・線	調布市西つつじヶ丘四丁目、東つつじヶ丘三丁目、若葉町三丁目、入間町一丁目及び入間町二丁目地内	令和五年三月一日	北多摩南部建設事務所
東七号狛江仙川	関東地方整備局告示第六十号	令和五年三月一日	北多摩南部建設事務所
	示第六十号	令和五年三月一日	北多摩南部建設事務所

発行

電話 東京都

○三(五三二二)一一一一代
新宿区西新宿二丁目八番一号都代

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む)
一箇月 六、六〇〇円 三〇円印刷所勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
○三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の
リサイクル適性を示すもの